

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

広島県庄原市長

## 公表日

令和7年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	被災者への「罹災証明」、被災家屋の所有者への「被災家屋証明書」の発行や、様々な義援金の給付、生活資金の貸付管理など、被災者支援に関する各種支援を行う。
③システムの名称	システムの利用はない。※台帳作成はアクセス
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条1項、別表の55項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部危機管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市総務部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市総務部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者の申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の情報の入手が行われることはない。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	危機管理課	生活福祉部危機管理課	事後	部署変更による軽微な変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	庄原市総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	事後	請求先変更による軽微な変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	庄原市危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206	庄原市生活福祉部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206	事後	連絡先変更による軽微な変更のため
平成29年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成29年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成29年3月31日	II -1	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月31日	II -2	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 武田 敏昭	課長 佐々木 明信	事後	人事異動による軽微な変更のため
平成31年1月23日	II -1	平成29年3月31日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成31年1月23日	II -2	平成29年3月31日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 佐々木 明信	課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	システムの使用はない。※台帳作成時はマイクロソフトエクセル	システムの使用はない。※台帳作成時はアクセス	事後	再評価に伴う記載の修正
平成31年1月23日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和1年6月14日	I - 4 - ①	未定	実施する	事後	再評価に伴う記載の修正
令和1年6月14日	I - 4 - ②	—	番号法第19条第7号 別表第二 56の2項	事後	再評価に伴う記載の修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活福祉部危機管理課	総務部危機管理課	事後	部署変更による軽微な変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	庄原市生活福祉部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206	庄原市総務部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206	事後	部署変更による軽微な変更のため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 56の2項	番号法第19条第8号 別表第二 56の2項	事後	再評価に伴う記載の修正
令和4年10月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日	令和4年10月21日	事後	再評価に伴う記載の修正
令和4年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日	令和4年10月21日	事後	再評価に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条1項、別表第一の36の2の項及び内閣府・総務省令第28条	1. 番号法第9条1項、別表の55項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条	事後	法令改正に伴う変更及び再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-4-② 情報ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 56の2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80の項	事後	法令改正に伴う変更及び再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-2 個人情報ファイル名	未定	被災者台帳	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	庄原市総務部危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206	事後	請求先変更による軽微な変更のため
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月21日	令和7年1月29日	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月21日	令和7年1月29日	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	IV-8 人手を介在させる作業	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV-11 最も優先度が高い考えられる対策	-	対象者の申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の情報の入手が行われることはない。	事後	様式変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明